**平成２９年（フ）第２８号**
群馬県桐生市菱町３丁目1160―11、住民票上の住所群馬県桐生市永楽町２番４号
債務者　山口　文代
1　決定年月日時　平成29年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
前橋地方裁判所桐生支部

**平成２９年（フ）第５８号**
群馬県桐生市錦町３丁目８番30―49号
債務者　杉浦　升美（旧姓松島）
1　決定年月日時　平成29年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
前橋地方裁判所桐生支部

**平成２９年（フ）第４５号**
千葉県茂原市新小轡241番地13
債務者　大谷　正敏
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

**平成２９年（フ）第４９号**
千葉県茂原市長尾433番地
債務者　石塚美弥子
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

**平成２９年（フ）第６０号**
千葉県富津市湊475番地６
債務者　石渡　健一
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
千葉地方裁判所木更津支部

**平成２９年（フ）第１３８号**
金沢市涌波２丁目４番36号
債務者　佐野　慎哉
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
金沢地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第１０３号**
長野市安茂里小市３丁目24番１―501号　県営小市南団地Ａ９
債務者　芝田ほなみ
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第１０９号**
長野市吉田２丁目21番18―33号　吉田広町県住Ｃ―315
債務者　持田ちづ子
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第１８３号**
岐阜県羽島郡笠松町北及2417番地の１
債務者　齋藤　典子
1　決定年月日時　平成29年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
岐阜地方裁判所

**平成２９年（フ）第１２号**
岐阜県高山市緑ケ丘町１丁目63番地　山腰アパート東号
債務者　小林　徹也
1　決定年月日時　平成29年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

**平成２９年（フ）第１３号**
岐阜県高山市緑ケ丘町１丁目63番地　山腰アパート東号
債務者　小林あゆみ
1　決定年月日時　平成29年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

**平成２９年（フ）第９１５号**
愛知県知多郡南知多町大字内海字中前田132番地の１　ニューカネヤマ202
債務者　判治　正之
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第９１６号**
愛知県知多郡南知多町大字内海字中前田132番地の１　ニューカネヤマ202
債務者　竹生美知子
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第９９０号**
名古屋市守山区元郷１丁目1101番地　大森東住宅12棟301号
債務者　樺山　武資
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第４９号**
三重県伊賀市中村2412番地の１
債務者　馬岡　真美
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
津地方裁判所伊賀支部

**平成２９年（フ）第１３３号**
滋賀県湖南市下田4169番地10（105号）
債務者　長沖賢太郎
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第１４９号**
大津市穴太１丁目６番14号フォーブルゆたか101、前住所大津市藤尾奥町29番５号
債務者　大石　卓人（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
大津地方裁判所民事部